

3 産労商調第 587 号

令和 3 年 6 月 7 日

東京商工会議所

会頭 三村 明夫 様

東京都知事 小池 百合子
(公印省略)

従業員の早期帰宅徹底の呼びかけについて（要請）

国において、緊急事態宣言が6月20日まで延長されたことを受け、先日、事業者の皆様には、緊急事態措置の期間において、テレワークや時差出勤等の活用により出勤者数を7割削減することと、あわせて、出勤せざるを得ない従業員の方について、遅くとも20時までに終業し、帰宅していただく新しい取組をおこなっていただくよう、お願いをしたところです。

このたび、感染拡大を徹底して抑え込むため、夜間の人流抑制の呼びかけをより一層、強化することといたしました。

つきましては、幅広い皆様に啓発にご参加していただけるよう、ポスター等のコンテンツを作成しましたので、印刷・掲示をし、「出勤せざるを得ない従業員の方の、遅くとも20時までの終業・帰宅」を呼びかけていただきたく、貴団体の加盟企業・団体等に対し働きかけを実施していただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

別紙

<コンテンツ>

○啓発用ポスター（別添）

「コロナをおさえる STAY HOME ポータルサイト」からダウンロード可能です。会社名や施設名など、加工してご利用いただくこともできます。

○啓発用動画

「コロナをおさえる STAY HOME ポータルサイト」からダウンロード可能です。デジタルサイネージ等での掲出にご活用ください。



コロナをおさえる STAY HOME ポータルサイト

<https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/cross-efforts/corona/stay-home.html#8pm>